

五島市監査委員公表第5号

平成30年3月6日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を公表する。

平成30年4月27日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

第1 請求の内容

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成30年3月6日(同月15日、19日補正書提出)

3 請求の要旨

請求書に記載されている事項、これに添付された事実を証する書面及び請求人の陳述によると、請求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求の対象行為及び当該行為が違法又は不当であることの理由

市は、五島市野々切町のA氏(以下「本件事業受託者」という。)の土地において、平成16年度低コスト肉用牛生産特別事業として牛舎施設等(以下「本件施設」という。)を整備するため、ごとう農業協同組合(以下「農協」という。)に対し長崎県肉用牛振興施設整備事業費補助金(以下「本件補助金」という。)を交付した。

しかしながら、本件施設は、補助金の交付を受けて整備された施設であるにもかかわらず、補助金交付の目的に反して空き牛舎のまま放置され続けている。また、競売により土地の所有権が移転し、土地所有者の承諾がなければ利用できないので、事業の継続が困難になっている。

したがって、市は農協に対し交付した本件補助金の返還を請求すべきところ、これを怠っている。

(2) 監査委員に求める措置の内容

市長に対して次のように勧告するよう求める。

市長は、本件施設に関する補助金交付決定を直ちに取り消し、農協に対し交付した本件補助金を返還させる必要な措置を講じること。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象機関及び部局

(1) 監査対象機関 市長

(2) 監査対象部局 農林水産部農業振興課

2 請求人の証拠の提出及び陳述

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成30年4月6日に請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人は、新たな証拠を提出しないで陳述を行った。陳述の際、同条第7項の規定により関係職員が立ち会った。

(2) 請求人の陳述の概要

請求人の陳述は、既に提出されている請求書の範囲内のものであった。また、次の陳述については、請求の要旨の範囲を超えてなされたものであったので採用しなかった。

農協は、「繁殖牛5千頭」というスローガンを掲げているが、一方で国と県と市を合わせて3千万円の補助金を受けている施設を潰そうとしている。これに関して、地権者である請求人は、農協に対して「施設を壊しなさい、整地して明け渡しなさい」などと一切言っていない。この施設を有効活用して、農協が掲げる繁殖牛5千頭に向けて協力したい。請求書に記載している「私は土地を貸さない、立入禁止にした」というのは、建物を崩そうとしている農協の理事会の方々に対する警告であり、「壊させない、補助事業を続けてください」という保全措置である。

3 関係職員の陳述及び調査

(1) 関係職員の陳述

ア 関係職員の陳述

地方自治法第242条第7項の規定により、平成30年4月6日に次に掲げる関係職員から陳述の聴取を行った。その際、請求人が立ち会った。

農林水産部 部長
農業振興課長
農業振興課長補佐兼畜産・鳥獣対策班係長
畜産・鳥獣対策班係長

イ 関係職員の陳述の概要

関係職員の陳述の概要は、次のとおりである。

- (ア) 本件施設の利用状況については、平成17年3月29日から本件事業受託者が利用していたが、平成24年7月頃に不在となったと農協から聞いている。長期間にわたり利用していなかったが、平成28年12月1日から平成29年8月31日までの利用実績があり、同年9月からの肥育経営の利用に向けた動きもあった。
- (イ) 本件施設は、農協の賃貸牛舎であり、本件事業受託者が不在となった後も、事業実施主体である農協には事業継続の意思があり、関係機関が協力し次の利用者を探していた。
- (ウ) 農協は、関係機関と連携し、施設近隣地域の新規参入者や規模拡大希望者に対し紹介するなど、事業計画の達成に努めていたが、平成30年3月28日の理事会において事業の中止及び補助金返還が決定されたので、市としては、事業の継続は困難であると判断し、現在は補助金の返還に向けて事務を進めている。

る。

(2) 書面調査

地方自治法第199条第8項の規定により、平成30年3月27日に市長に対して関係書類の提出を求め、書面調査を行った。

(3) 実地調査

地方自治法第199条第8項の規定により、平成30年4月6日に次に掲げる施設について実地調査を行った。

五島市野々切町 本件補助金で整備した施設

4 関係人の調査

地方自治法第199条第8項の規定により、平成30年4月6日に次に掲げる関係人から事情聴取を行った。

ごとう農業協同組合 代表理事常務

元ごとう農業協同組合 畜産部長

5 監査対象事項

請求書に記載されている事項、これに添付された事実を証する書面及び請求人の陳述の内容から、本件施設は補助金の交付目的に反して使用されておらず、事業の継続が困難となっているので市は補助金の返還を請求すべきであるのに、補助金の返還を請求していないことは、違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるかといえるかを監査の対象とした。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求には理由がないと認め、棄却する。

以下、その理由を述べる。

1 事実関係の確認

監査対象事項について調査した結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 本件補助金の概要について

ア 補助金名 平成16年度長崎県肉用牛振興施設整備事業費補助金

イ 事業種類 低コスト肉用牛生産特別事業

ウ 事業目的 低コスト肉用牛生産特別事業の実施により、初の低コスト肉用牛一貫生産の実証展示を行うことで、地元食肉センター出荷の付加価値を高めた販売ができる高品質肉用牛低コスト生産を推進し、将来は地域内一貫生産を基本として生産基盤の拡大及び農業経営の安定を図る。本事業を活用し、牛舎建設等の実施による新しい肉用牛農家の確保に努め、地域における肉用牛の発展と振興に資する。

エ 事業主体 ごとう農業協同組合

オ 事業場所 五島市野々切町

カ 事業内容 繁殖牛舎 1棟 (木造ガルバ葺373.5㎡)
肥育牛舎 1棟 (木造ガルバ葺493.5㎡)
堆肥舎 1棟 (木造ガルバ葺186.4㎡)
尿溜槽 1基 (鉄筋コンクリート)
パドック舗装 192㎡
パドック柵 64m
取付道路舗装外 250.0㎡
水タンク等 117.0㎥
附帯施設 (スタンション) 42頭
附帯施設 (カーフハッチ) 7基
ショベルローダー 1台
実施設計費

キ 事業費 総事業費 39,453,750円

負担区分 公益社団法人中央畜産会 (以下「中央畜産会」という。)

補助金 18,787,000円

県補助金 5,636,000円

市補助金 5,636,000円

その他 (自己資金) 9,394,750円

(2) 本件補助金の予算措置、交付決定等について

ア 本件補助金の予算措置について

本件補助金は、平成16年度五島市一般会計予算において、次のとおり予算計上され、平成16年10月19日に議決されている。

6款農林水産業費、1項農業費、5目畜産業費、19節負担金、補助及び交付金 低コスト肉用牛生産推進事業費補助金 11,500千円

なお、本件補助金は、県補助金を含めて交付され、中央畜産会補助金については、中央畜産会から農協に直接交付されている。

イ 本件補助金の交付決定等について

農協は、平成16年11月8日に本件補助金の交付申請書を市に提出した。

市は、提出された交付申請書を審査し、交付額を決定のうえ、平成16年12月2日付けで本件補助金の交付決定通知書 (補助金の額: 11,440,000円) により通知している。その後、農協から、入札等による事業費の減額のため、平成16年12月20日に事業計画変更承認申請書が提出され、市は、平成17年1月7日に計画変更承認書及び交付決定通知書 (補助金の額: 11,272,000円) により通知している。

事業完了後、農協は、平成17年4月4日に本件補助金の事業実績報告書を市に提出し、市は、交付額を確定のうえ、同月13日に交付額確定通知書により通知している。

ウ 本件補助金の交付について

農協は、平成17年4月15日に本件補助金の交付請求書を市に提出し、市は、同月28日に本件補助金（11,272,000円）を交付している。

(3) 本件補助金に係る関係法令等について

地方自治法第232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができるとされており、市は、五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号。以下「市補助金規則」という。）において、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的として、補助金等の交付の申請及び決定並びに補助金等の使用等に関する基本的事項を定めている。なお、本件補助金に係る要綱等は制定されていない。

市補助金規則のうち、補助金の交付の決定の取消し、補助金等の返還、加算金及び延滞金並びに財産の処分の制限に関する条項は、次のとおりである。

（補助金等の交付の決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したとき、又は交付除外対象であることが判明したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 略

3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 略

（補助金等の返還）

第18条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2～4 略

（加算金及び延滞金）

第19条 補助事業者等は、第17条第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消しを受け、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）

につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、補助金等が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第4項に規定する間接補助金等に該当する場合は、この限りでない。

2・3 略

4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

5・6 略

（財産の処分の制限）

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認め
て定めるもの

(4) 本件施設の利用関係について

本事業は、中央畜産会の低コスト肉用牛生産特別事業実施要綱の規定に基づき、農協が本件事業受託者の土地に繁殖牛舎等を建設し、事業を委託して実施している。

事業の実施に当たり、農協と本件事業受託者は、平成17年3月29日に、土地貸借契約、低コスト肉用牛生産実証展示事業に係る施設利用契約及び低コスト生産実証展示事業委託契約を締結している。

(5) 本件施設の利用状況について

本件施設は、低コスト肉用牛生産実証展示事業に係る施設利用契約に基づき、平成17年3月29日から本件事業受託者が利用していたが、平成24年7月18日から利用していない。

農協の資料によると、市内の畜産農家から農協に本件施設の一時的な貸出しの申出があり、平成28年12月1日から平成29年3月31日まで利用させている。その後、貸出期間の延長申請がなされている。

(6) 施設の耐用年数について

本件施設の耐用年数に関する規定は、次のとおりである。

ア 長崎県肉用牛振興施設整備事業費補助金交付要綱（平成16年長崎県告示第1131号）抜粋

（財産の処分の制限）

第10条 補助事業等により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図るとともに、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 規則第20条ただし書きの別に定める期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18条）に定める耐用年数に相当する期間とする。

イ 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）抜粋

（処分の制限を受ける期間）

第5条 令第14条第1項第2号に規定する期間は、別表に掲げるとおりとする。

別表（第5条関係）抜粋

本件施設の種別	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	処分制限期間
繁殖牛舎、肥育牛舎等	建物	木造又は合成樹脂造りのものと畜場用のもの	17年
ショベルローダー	機械及び装置	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	5年

2 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のように判断した。

(1) 地方公共団体が交付する補助金について

地方公共団体は、地方自治法第232条の2の規定により、公益上必要がある場合に補助をすることができる。地方公共団体が同条の規定に基づいて行う補助は、これに対し行政処分的性質を付与する特段の法的な規制が加えられていない限り、原則として私法上の贈与に類するものであり、地方公共団体の長が行う補助金交付決定は、私法上の贈与契約の申込みに対する承諾と同視することができるから、交付決定は行政処分に該当しないものと解するのが相当であるとされている（名古屋地方裁判所昭和59年12月26日民事第9部判決）。また、市の補助金等の予算の執行に関する規則及び補助金交付要綱は、事務執行上の内部手続を定めたものに過ぎないから、これらに基づく補助金の交付決定は、地方自治法第242条の2第1

項第2号所定の行政処分に当たらないとされている（東京高等裁判所平成元年7月11日第8民事部判決）。

したがって、行政処分的性質を付与する特段の法的な規制が加えられていない限り、補助金は「負担付贈与契約」とされ、「このような条件（負担）を守ったときには、この金額を補助する」という贈与契約を、市と補助事業者が対等な関係で締結したということになり、相手方が負担を履行しない債務不履行（事業遂行義務違反）があるときは、当該負担付贈与契約を解除しうるものと解すべきである。

これを本件についてみると、市長は、平成16年度長崎県肉用牛振興施設整備事業費補助金交付決定通知書（平成16年12月2日付け五島市指令16農林第48号）において、市補助金規則第6条に定める条件（負担）、補助金返還（解除）となる事由等を明示していない。

(2) 本件補助金に係る事業の継続は困難であるとの主張について

請求人は、本件施設は土地所有者の承諾がなくては利用できないので、事業の継続は困難であると主張しているため、この主張について検討する。

本件施設の土地は、競売により平成29年10月13日に請求人に所有権が移転している。請求人は、平成30年3月1日に土地所有者（請求人）から農協に土地の無断利用についての警告書が送付され、本件施設は、土地所有者の承諾がなくては利用できないので、本補助事業は土地の所有権移転が行われた平成29年10月13日からすでに破綻しているとし、さらに、土地所有者が、使用貸借や賃貸借はしないと明言したら、事業継続の可能性はなくなると主張している。

しかしながら、請求人は、陳述会において「地権者の気持ちとしては、この施設を有効活用して、農協が掲げる繁殖牛5千頭に向けて協力したい」と陳述し、質疑においても「農協に対して使用貸借や賃貸借はしないと意思表示はしていない」と回答している。さらに、請求人は、平成30年3月1日に本件土地の交渉に関する権限について代理人を選任し、その権限を委任したことを農協に対し通知している。

以上のことから、本件施設の土地の所有権が移転後、本件施設の利用について農協と土地所有者との協議は停滞しているが、事業の継続が困難になったとまではいえない。

(3) 市は補助金の返還を請求すべきであるのに、これを怠っているとの主張について

市が補助金の返還を請求していないことは、違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるかといえるかについて検討する。

市補助金規則第17条は、「市長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したとき、又は交付除外対

象であることが判明したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。」と規定している。

補助金の交付決定の取消しについては、一般に、補助金等の交付決定に、補助金等交付規則に規定する補助金等の交付の決定の取消しの事由が認められるときであっても、長としては、必ず当該交付決定を取り消さなければならないものではなく、補助目的達成の可否について補助関係の全過程を通じて総合的に判定し、補助金等交付の所期の目的を達成することが困難となったと認められるときに初めてその取消権を行使すべきものと解するのが相当であるとされている（さいたま地方裁判所平成17年6月1日第4民事部判決）。

これを本件についてみると、本件補助金の補助事業者は農協であり、農協が本件施設を整備し事業を委託して実施している。本件事業受託者が使用しなくなり補助事業が中断となったものの、農協は周辺地区の畜産農家に本件施設の利用を促しており、一時的ではあるが本件施設を利用させている。また、県及び市と連携して新規参入や規模拡大を目指す事業者に対し本件施設を紹介するなどして事業継続に向けて取り組んでいる。一方、市においては、本市の畜産振興を図るうえで、新たに施設を整備するよりも現にある施設を有効活用することが最善との判断の下、本件施設の利用再開に向けて、県及び農協と連携して新規参入を目指す事業者と協議を重ねている。

以上のことから、補助事業者に事業中断という事実があるというだけで、補助金交付の所期の目的を達成することが困難になったとまではいえないから、市が補助金の交付決定の取消権を行使せず、補助金の返還を請求しないことは、市長の裁量権の範囲内にあるというべきである。よって、市長が違法又は不当に財産の管理を怠っているということとはできない。

(4) 農協の補助事業中止の決定に伴う補助金返還請求権の行使について

本件補助事業については、平成30年3月28日に開催された農協の理事会において、補助事業の中止及び補助金返還の決定がなされている。また、補助事業の中止に伴う市補助金規則第22条の規定による財産処分承認申請は農協からなされておらず、市は本件補助金に係る財産処分について承認していない。

したがって、補助事業者が補助事業の中止を決定した時から、市補助金規則第22条の規定に違反する状態になり、市が交付した補助金の全部又は一部に相当する額の損害が市に発生したことになる。これにより、市には、少なくとも補助事業の中止の決定がなされたことを知った時から補助事業者に対する補助金返還請求権（不当利得返還請求権）が発生し、市長は、市補助金規則第17条の規定による補助金交付決定の取消し及び第18条の規定による補助金返還の命令を行わなければならないことになった。

しかしながら、市長は、平成30年4月20日に農協に対し本件補助金の交付決定の一部取消しを通知しているが、補助金返還額を算定するうえで国及び県との協議に時間を要することを理由に補助金返還請求権を行使していない。そこで、補助金返還請求権を行使していないことが、違法又は不当に財産の管理を怠る事実にあたるといえるかについて検討する。

本件補助金は、県補助金を含めて交付され、また、本件補助金とは別に国庫補助金を財源とする中央畜産会補助金が交付されている。本件補助金の返還額を算定するに当たっては、補助事業の中止の時期を確定しなければならないが、前述のとおり、国及び県からの補助金が含まれているため、補助事業の中止の時期を国及び県と協議する必要がある、その協議に一定の時間を要することについては、やむを得ないところである。

以上のことから、監査日現在において、補助金返還額を確定することができないことについて合理的理由が認められるので、補助金返還請求権を行使していないことが、違法又は不当に財産の管理を怠っているということとはできない。

(5) 結論

以上のとおり、市は補助金の返還を請求すべきであるのに、これを怠っているか検討したが、違法又は不当に怠っているとは認められず、請求人の主張には理由がないと判断する。

ただし、本件補助金に係る事務において留意すべき事項が見受けられたので、次のとおり意見を付す。

意見

市長は、農協の補助事業中止の決定を受けて、平成30年4月20日に農協に対し本件補助金の交付決定の一部取消しを通知しているが、補助金返還額を算定するうえで国及び県との協議に時間を要することを理由に補助金返還請求権を行使していない。

この国及び県との協議に一定の時間を要していることについては、現時点においては合理的な理由があると認められるが、本件補助金の交付決定の一部取消しがなされたことにより、市の農協に対する補助金返還請求権（不当利得返還請求権）が地方自治法第240条第1項所定の債権、すなわち「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」として具体的に発生しており、農協による本件補助事業の中止を容認することが合理的な事由、補助金の返還を求めることが期待できない事由などの補助金の返還を請求しないことを相当とする特段の事由が存在しない限りは、市長には、その返還を求めるべき責務があり、返還請求を行わないことについて裁量はない（平成27年7月15日仙台高等裁判所第3民事部判決）とされているのであるから、速やかに補助金返還額及び市補助金規則第19条第1項の規定による加算金を確定し、農協に対し請求されたい。

参考

五島市職員措置請求書（住民監査請求書）

「補助金が交付された施設の事業継続が困難となった」事案に関し違法若しくは、不当な公金が支出された行為を防止する必要な措置請求

1 請求の要旨

五島市監査委員は、五島市長 野口市太郎に対して、市長である立場においてごとう農業協同組合（以下「農協」とする。）への補助事業に対し（事実証明1）、平成29年10月13日、事業施設が建存する競売物件であった土地の所有権移転が行われ（事実証明2）、その後、事業主である農協は、土地落札者との話し合いに応じることなく現在に至っていた。補助金交付の目的に反して空き牛舎のまま放置され続けてきた五島市野々切町に建つ牛舎施設（以下「当該物件」とする。）へ交付済みの市補助金に関する補助金交付決定を直ちに取り消す必要な措置を講ぜよ。

措置請求の対象者：五島市長 野口市太郎

請求の原因

1 当事者など

- 1 請求人は、五島市民で五島市野々切町の土地所有者である。
- 2 野口市太郎は、現在の五島市長である。

2 請求の要旨

（1）措置請求の内容

五島市は地域における第一次産業の発展と口にしながら農協へ多大な支援を行っている。先に政治団体より請求があった平成30年2月9日の住民監査請求に関する監査の結果を読ませていただいたが、当該物件への補助事業は、事業者の農協が「施設を整備し事業を委託して実施している」としていながら、当時の受託者が破産し行方不明になってしまい当該物件がある土地は競売入札でB（以下「土地所有者とする」。）に所有権が移転した（事実証明2）。土地所有者は、平成29年10月2日には五島市及び農協へ対し、前受託者を引き継いでの事業受託は不可能であると当該物件の利用について断っている（事実証明3）。

土地所有権が第三者へ移った当該物件の活用は、委託事業者の農協の意思、及び、土地所有者の意向が必要なのであり、補助事業として継続していけるように土地賃貸借での協力には応じるとも伝えていた。しかしながら平成29年10月2日以降は事業主である農協が話し合いに応じず、逃げ回る日々が経過してきた。こんな状態になっても「補助金交付の所期の目的を達成することが困難となったとまではいえない」として、補助金が無駄

ならず「違法又は不当に怠っているとは認められず、市に損害も生じていない」とした先の監査結果には疑問を抱くのである。

農業振興の補助金で造られた当該物件が活用されなくても、空き牛舎の情報提供を行うだけで農協に継続の意思があるから補助事業として認められるという意見はまともな話ではない。更に、市農業振興課が施設は約9か月間は利用されたと主張されたが、本施設は牛の仮宿施設としての目的で認可された補助事業ではない。

補助事業の原資は税金である。それを返還すべき状態になっているのに、返還させないというのは「市に損害を与えている」ことにならないのか、または、「時効」になって取り返せなくても良いという考えであるのか。

元々、補助金の目的自体がとん挫している時に、「何が総合的」に判断なのか。総合的にも何も事業自体が遂行できないのだから、事業計画が破たんしているのは自明なのである。今日まで補助事業の目的での正当な施設利用による借りてが見つからず、今後も引き継ぐ事業者が見つかる可能性は限りなくゼロに近いのであるが、先の監査結果によれば「事業継続の可能性はある」としています。確かにゼロとは断言できません。では、土地所有者が、使用貸借や賃貸借はしないと明言したら「事業継続の可能性はなくなる」ことになるのである。このような点からも当該物件での事業継続は困難な状態であるからして、五島市単独にて直ちに交付済みの市補助金に関する補助金交付決定を直ちに取消しする必要がある。

(2) その根拠

根拠を説明する前に先ず土地所有者が競売に参加するきっかけとなった経緯から説明する。平成29年国境離島新法に係る補助事業の選定が五島市で行われた。そこに申請し採択を受けた事業に関し、匿名での告発が送られてきた。その後調査を続けてきた結果、行政が絡んだ談合での事業採択であったことへの疑惑が浮上したものであり、五島市が事業者を採択していなければこの補助事業の問題も監査請求されなかったものであると指摘する。この件については先の監査結果にて次のように述べられている。

「市においては、本市の畜産振興を図るうえで、新たに施設を整備するよりも現にある施設を有効活用することが最善との判断の下、本件施設の利用再開に向けて、県及び農協と連携して新規参入を目指す事業者と協議を重ねていた」。この調査の結果は相関図として「事実証明9」として提出するが、税金を預かって運用する五島市は市民に疑惑の念を抱かせることがあってはいけないのである。

このような流れにて所有権が移った平成29年10月13日から、施設を撤去し原状回復するまでは「土地への賃借料」を支払う義務が発生していることは当然のことである。土地所有者は平成30年1月5日に農協へ対して土地無断使用料お支払いについて（事実証明4）と題し、平成30年3月1日までに3回送達されている（事実証明4）。これに対

し平成30年1月7日に弁護士を通じ内容証明が送達されたのである（事実証明5）。本書面によれば「貴殿が、本件土地で畜産事業を行い、牛舎を引き続き利用する意は御座いませんでしょうか。もし、その意思があればA氏と同程度の条件で土地と牛舎等の貸借契約を締結させて頂きたいと存じます。」などと都合の良いように通達されたが、土地所有者は早くに断っている。更には「A氏との土地の貸借契約は無償の使用貸借でした。なお、牛舎等を利用しない前提での土地貸借契約は締結できませんので、悪しからず」。少なくとも前所有者との間での使用貸借は現在の土地所有者に法律上効力はないのである。このことを主張するのであれば、競売開始の際に債権者へ対し買受け条件を提示すべきであったと指摘する。また、「牛舎等を利用しない前提での土地貸借契約は締結できませんので、悪しからずご了承ください。もし貴殿が牛舎等の貸借契約を引き継ぐ意思がないのであれば、ごとう農協が貴殿の土地上に有する牛舎等は権限無く貴殿の土地を占有していることとなります。とすれば大変残念ですが牛舎等は収去して土地を明け渡すこととせざるを得ません」。このように、事実証明5に記載されている内容が農協の考えであるとするれば、なおさら農協には事業継続の意思は見受けられないのである。

また、平成30年3月1日に土地所有者より農協へ土地の無断利用についての警告書が送達されている（事実証明8）。警告書によれば「今日まで話し合いにも応じず逃げ回るばかりの貴殿側の態度に対し法的措置を考えての上、本警告書を差し入れいたします。なお、本土地上に占有されています補助事業施設等ではありますが、土地使用の契約書を交わして頂けていませんので、地権者である私の承諾なしには絶対に本土地へ立ち入りをなさないでください。」とした。つまり土地所有者の承諾なくては施設利用もできないという事である。このことから本補助事業は所有権移転が行われた平成29年10月13日からすでに破綻していると断定できる。

なお、ここでいう事実証明5に対して、失礼極まりない脅迫めいた内容証明通知であったとして、土地所有者より長崎県弁護士会へ農協顧問弁護士への懲戒請求が提出（事実証明6）され受理（事実証明7）されたことも報告する。

（3）五島市の責任

補助金を交付した五島市が税金の公正公平な使途の検証を怠り、補助施設の運営状況を把握できずにこのような状態を招いたことがそもそもの失態である。本来、五島市は補助した事業先及び農協に対して事業進展を確認・調査・検証することで補助金が適正に使途されているのか野放しにせず報告義務を徹底させなければならなかった。しかし当該物件へ交付された補助金は、五島市の地域における肉用牛の発展と振興に資した補助金であり、その原資は市民の税金なのである。その計画に基づき、当時土地を所有していたA氏が畜産事業を行うことで自分の土地を農協へ無償で使用貸借することとし、A氏が当該物件を補助事業者から受託し行っていくのが目的とされたのである。しかし補助金の目的が果た

されず事業がとん挫して受託事業が崩壊した時点で目的は終了しているのである。この状況こそが五島市財務会計上の不当支出にあたるのは当然なのである。このような実情を知り得ていた五島市農業振興課の責務は補助金を交付するための窓口業務だけが仕事ではない。競売落札にて所有者が移転された以後、補助施設が適正に事業が遂行していくために、土地所有者と農協の仲介役として税金が無駄に用途されないよう尽力しなければならなかったが、残念ながら農協へ対して適切な指導は行われていなかった。

先の監査結果にて監査委員は五島市長へ是正を求める意見書にて「補助事業の目的を達成できないと判断した場合においては、市補助金規則等の規定に則り、直ちに交付決定の取消しなど必要な措置を講じられたい。」と通達されている。

本事業は土地所有者へ所有権が移転された平成29年10月13日以降、事業として目的が達成することは困難な状況であったにもかかわらず、五島市農業振興課は仲介役としての責任も果たさずして今日まで動かなかった。その結果として土地所有者は監査委員の結果をもとに、農協に対して不当な補助金は返納すべきであると結論付け土地への立ち入りを禁ず警告書を差し出したのである（事実証明8）。そもそも競売開始が決定された時点で農協自ら入札し落札していれば農協のキャトル基地としての運用もできているのであり、五島市畜産業の発展を本当に真剣に考えているのであれば、施設を収去する等の言葉も発しないだろう。土地所有者は所有権移転の前から五島市農業振興課を間に置き、補助事業が継続していけるように土地を賃貸借しての協力は可能であるとし、事業を邪魔しようなどの考えは一切考えていなかった。

以上のことから補助事業が目的を「達成している」または「達成していない」かを判断するのは事業者である農協ではなく五島市の判断なのである。従って、五島市は農協へ対し、当該物件に関する補助金交付決定を直ちに取消し、交付された補助金を返納させる必要な措置を講じなくてはならないのである。

以上

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成30年3月6日

五島市監査委員 様

事実証明書

事実証明1 ごとう農業協同組合への補助事業 (写し)

事実証明2 五島市野々切町 土地謄本 (写し)

事実証明3 平成29年10月2日 市役所・農協・買受人との協議内容 (DVD)

- 事実証明4 3回提出の土地無断使用料お支払いについて (写し)
事実証明5 平成30年1月6日付 農協顧問弁護士からの内容証明通知 (写し)
事実証明6 長崎県弁護士会への懲戒請求書 (写し)
事実証明7 長崎県弁護士会からの懲戒請求書受理通知 (写し)
事実証明8 ごとう農業協同組合への警告書 (写し)
事実証明9 談合疑いに関する相関図

(五島市職員措置請求書の補正)

平成30年3月6日付けで提出した五島市職員措置請求書については、次の通り補正します。

補正事項

1 事実証明の提出について

(1) 補正内容

1ページ「1 請求の要旨」の5行目において、「補助金交付の目的に反して空き牛舎のまま放置され続けてきた五島市野々切町に建つ牛舎施設」の記述について、空牛舎のまま放置され続けてきたことを確認できる事実証明書として、「事実証明10 長崎地方裁判所五島支部の競売物件広告資料(写し)7枚」を追加資料として提出します。

また事実証明3のDVDデータ①の音声(12:57～)でも空き牛舎の期間等は確認できる。

(2) 追加補足

本補助事業は「低コスト肉用牛生産特別対策事業」としての補助事業であり、ごとう農業協同組合がいう「賃貸リース牛舎」ではないのである。この考え方も補助事業として目的外の補助であると指摘する。この件については事実証明1表題でも補助事業は確認できる。さらに補助事業の詳細として「事実証明11 低コスト肉用牛生産特別対策事業実施要項(写し)8枚」を追加資料として提出します。

平成30年3月15日

五島市監査委員 様

(五島市職員措置請求書の補正)

平成30年3月6日付けで提出した五島市職員措置請求書については、次の通り補正します。

補正事項

1 事実証明の提出について

(2) 事実証明3 DVD提出について

DVD①②の内容は、本事業に対して農協が事業の目的を果たされていないことについての一連の流れが説明された内容であるからして、誰のこういった発言が何を証明するのか、またその部分の時間帯を記せとのことであるが、読むよりも全てを聴いた方が監査委員が理解しやすいものと指摘する。そもそも本事業に対して監査するには、この補助事業の物件がどのような状態で今日までほったらかしであったのかが重要なのである。音源①②に収められている内容が全て監査請求の請求内容に該当する内容なのである。よって音源①②の最初から最後までが事実証明なのである。逆に全てを聞かれた上で監査委員からの質問に答えたいと思う。※③については事実証明から省かれても差し支えない。

この補助事業に関し監査請求が提出されたことについては、全ての流れを理解しなくてはきちんとした監査はできないという事も指摘させていただきます。当事者より詳細を理解されることで精査な監査が行われるのではないのでしょうか。DVD①②の音源での事実証明は全てを聴いて初めて意味のある証明なのであります。その中で監査委員が証拠として聞き入れるかどうか次第なのであります。

平成30年3月19日

五島市監査委員 様

(特定の個人を識別できるものを除き、請求書及びその補正の本文等を原文のまま掲載した。)

なお、請求書に添付された「事実証明3 平成29年10月2日 市役所・農協・買受人との協議内容(DVD)」については、書面ではなく、音声データであった。住民監査請求に添付される事実証明については、地方自治法第242条第1項に「事実を証する書面を添えて」と規定されているため、請求人に対し発言内容等を書面にして提出するよう求めたところ、発言内容等が記載された書面は提出されなかったため、補正がなされなかったものとみなし、事実証明として採用しなかった。